

市税は納期内に納めましょう

12月は「税込確保重点月間」です

市の大切な財源となる市税の納め忘れがないか確認を

西脇市では税の公平性と、自主財源である市税収入の確保のため、滞納整理に取り組んでいます。
納付資力があいながら、納

税しない滞納者に対しては、財産調査を行い、判明した財産を差し押さえます。
①財産調査
何らかの事情で納税できない場合を考慮し、文書や電話などで市税の納付を促します。それでも相談や納税がない場

合は、法律に基づき、事前了承なく滞納者の財産調査（金融機関や勤務先、取引先などへ照会）を行います。
②差し押さえ
差し押さえをする財産の対象は、預貯金、給与、年金、国税還付金、生命保険、不動産、売却金、自動車、写真、その他の債権などです。
③搜索
財産を発見できないときは、市職員が滞納者宅などに強制的に立ち入り、搜索します。この搜索には、法律の規定によって、滞納者の同意や裁判所の令状を必要としません。また、滞納者が不在のときは専門業者に依頼し、鍵を開錠した上で搜索し、発見した財産を差し押さえます。

④差し押さえた財産を現金化
預貯金や給料などがある場合は、銀行や勤務先に対して差し押さえを実施します。動産や不動産などは、公売によって現金化し、税に充てています。
⑤延滞金
納期限までに納税された方との公平性を保つため、納期限を過ぎた納税には、延滞金を加算します。うっかり納め忘れた場合にも同様に加算します。必ず納期限内に納めましょう。

個人住民税の特別徴収を徹底しています
事業主の皆さんは：
県と県下全ての市町では、平成30年度から個人住民税の特別徴収を徹底しています。「個人住民税の特別徴収」とは、従業員の給与から個人住民税を天引きし、従業員に代わって事業主が毎月、市に税金を納入する制度です。所得税の源泉徴収義務のある事業主の皆さんに、地方税法と条例で義務付けられています。特別徴収が不要な場合は法令で定められており、原則事業主が特別徴収をするか、しないかを定めることはできません。制度へのご理解とご協力をお願いします。
従業員の方は：
今年度から給与所得の個人



タイヤロックによる財産の差し押さえ

◆差し押さえ件数と徴収金額

財産種別	平成28年度	平成29年度
預貯金	114件	152件
国税還付金	18件	35件
不動産	9件	4件
自動車・軽自動車・動産	6件	7件
生命保険	27件	20件
給与	1件	10件
年金	0件	1件
出資金等	46件	54件
合計	221件	283件
徴収金額	29,792,742円	55,958,836円

④延滞金（今年1月1日）
納期限の翌日から1ヵ月を経過する日まで12・6パーセント▽それ以降11・8・9パーセント
▼問合せ 税務課収税対策担当（市役所内線241、389）

の納税が困難な方に、徴収を猶予する制度があります。納期限が過ぎる前に、ご相談ください。
▼問合せ 税務課収税対策担当（市役所内線241、389）

三井住友銀行▽馬銀行▽みなど銀行▽中兵庫信用金庫▽近畿労働金庫▽播州信用金庫▽兵庫県信用組合▽みのり農業協同組合▽ゆうちょ銀行
▼問合せ 税務課（市役所内線241、389）

◆滞納処分の流れ

- ①納期限経過**
市税の納期限は、納税通知などでお知らせしています。
- ②督促状の発送**
納期限後20日以内に納付がない場合、督促状（督促手数料70円が必要）を発送します。さらに10日経過すると、滞納処分の対象になります。
- ③処分予告を送付**
催告書などで滞納の事実を通知します。予告なく滞納処分を行うこともあります。
- ④財産調査**
金融機関や勤務先などに財産調査を行います。
- ⑤財産の差し押さえ**
滞納者の財産を差し押えます(対象は預貯金、給与、年金、国税還付金、生命保険、不動産、売却金、自動車など)。
- ⑥公売換価・充当**
差し押さえた財産を売却し、滞納市税に充当します。

住民税を給与から天引き（特別徴収）によって納めていたように、事業主の皆さんにお願いしています。
従業員の方にとり、納め忘れがなくなったり、金融機関などへ行く必要がなくなったりするほか、年4回払いの普通徴収に比べて、年12回払いの給与天引きの方が、1回の納付額が少なくなるなどの利点があります。
▼問合せ 税務課（市役所内線379）

納税に困ったら相談を
やむを得ない事情で納期限内

忘れずに安心！便利な口座振替をご利用ください
金融機関の窓口か市役所税務課に、預金通帳、銀行届出印、納税通知書などを持参し、お申し込みください。一度登録すると、翌年度以降は自動的に引き落としされます。
▼口座振替ができる金融機関
全国のコンビニエンスストアで24時間365日、市税の納付ができます。また、金融機関の窓口でも納付することができます。
▼問合せ 税務課収税対策担当（市役所内線241、389）

第66回西脇市美術展覧会審査結果

10月31日（水）から11月3日（土・祝）まで市民会館で、第66回西脇市美術展覧会を開催しました。日本画、洋画、彫塑、工芸、書、写真、デザインの7部門の入賞・入選作品計204点のほか、無鑑査出品3点を展示しました。



◆問合せ
生涯学習課（総合市民センター内／☎22-5996）

- * * * * *
- 各部門の入賞者は下記のとおりです（敬称略）。
- 【日本画】最優秀賞＝内海ひさや（姫路市）◇優秀賞一席＝井山悠美（三木市）◇優秀賞二席＝山本美佐子（赤穂市）◇奨励賞＝田中明美（洲本市）、曾和久美（西脇市）
- 【洋画】最優秀賞＝三方斌彦（加古川市）◇優秀賞一席＝川北俊治（神戸市）◇優秀賞二席＝島田勝（豊岡市）◇優秀賞三席＝富原均（西脇市）◇奨励賞＝山居茂樹（豊岡市）、中江和修（三木市）、久保由夫（西脇市）、藤原かおり（加東市）、辻希望（加東市）
- 【彫塑】優秀賞＝吉良幸弘（丹波市）◇奨励賞＝長谷川邦嘉（京都府）、竹村一博（豊岡市）
- 【工芸】最優秀賞＝山本諭（加古郡）◇優秀賞一席＝澤山幸夫（神戸市）◇優秀賞二席＝大久保修（朝来市）◇優秀賞三席＝富士原博美（加東市）◇奨励賞＝吉田秋雄（神戸市）、福本康博（加古川市）直原純子（神戸市）
- 【書】最優秀賞＝西村南嶺（加西市）◇優秀賞一席＝森脇里美（西脇市）◇優秀賞二席＝真鍋良子（多可郡）◇優秀賞三席＝足立典子（西脇市）◇奨励賞＝西倉溪水（丹波市）、工藤祥雲（加西市）、酒井礼子（丹波市）
- 【写真】最優秀賞＝高田恭子（加古郡）◇優秀賞一席＝小林榮子（小野市）◇優秀賞二席＝石田泰彦（小野市）◇優秀賞三席＝大城戸正憲（西脇市）◇奨励賞＝足立章（丹波市）、杉本伸英（加東市）、藤井紀夫（加東市）、笹原浩（多可郡）、村上光臣（西脇市）、大西敏晴（加古郡）、中川達雄（西脇市）、門脇多美代（三木市）、下田新二郎（丹波市）、坂本ゆかり（西脇市）
- 【デザイン】最優秀賞＝早川博唯（伊丹市）◇優秀賞＝富永信義（西脇市）◇奨励賞＝湯浅和美（西脇市）、田中茂夫（加古川市）